

議員報酬等に関する在り方調査会最終報告における当面の改善策への対応について

事務の煩雑さについて（最終報告書第2 2 (4)）

ガイドラインでは、定期的に事務局へ事務処理の相談をすることとなっているが、実際にはあまり行われていない。適正かつ計画的な事務処理の促進のためには、この相談の徹底を図るべきである。（最終報告書 P.74）

検討内容

- 1 事務局への定期的な相談の徹底を図るために、会派で会派分及び会派所属議員の議員分をとりまとめることとしてはどうか。
- 2 事務局への相談頻度を会派分・議員分とも概ね3か月分ごととしてはどうか。

政務調査費ガイドライン（平成21年6月改訂版）の改正案

改 正 案	現 行
<p>P.8</p> <p>証拠書類等が膨大になることから、議員分及び会派分を概ね3か月分ごとに会派でとりまとめて事務局に相談することとします。</p> <p>なお、相談後の書類は、各議員及び各会派が所定の書庫にて保管します。</p>	<p>P.8</p> <p>証拠書類等が膨大になることから、議員分は概ね3か月分ごと、会派分は概ね6か月分ごとに事務局に相談することとします。</p> <p>なお、相談後の書類は、各議員及び各会派が所定の書庫にて保管します。</p>

本改正については、平成25年度交付分から適用することとするが、ガイドライン全般の改正については、当WGにおいて引き続き、改正すべき内容を協議する。